福老協発第８４号
令和７年７月４日

各施設・事業所の長　様

一般社団法人　福島県老人福祉施設協議会
会　長　　星　　健　一
（　公　印　省　略　）

令和７年度外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金について

本会事業の推進につきましては、日頃よりご協力を頂き厚く御礼申しあげます。

さて、本会では、福島県から委託を受け、外国人介護人材を受け入れる施設及び事業所が行う、コミュニケーション支援・学習支援・生活支援に必要な取組に係る経費の一部を補助する、標記補助金についての事務を行っております。

つきましては、要綱・要領等を送付いたしますので、申請される場合は、令和７年１０月３１日（金）までに計画書を提出してください。（期間内でも予算に達しましたら応募を締め切らせていただきます。）

なお、申請は法人単位となります。

※申請様式等は、下記よりダウンロードしてお使いください。

福島県老人福祉施設協議会ホームページ
↓
外国人介護人材関連
↓
外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金

【申請書提出先・問い合わせ先】
一般社団法人　福島県老人福祉施設協議会（担当：大塚・髙山）
〒960-8141　福島市渡利字七社宮１１１
TEL：024-572-3654　　FAX：024-572-3664
ﾒｰﾙ：fukurou@adagio.ocn.ne.jp

令和７年度 福島県外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金

外国人介護人材を受け入れる介護施設等を応援します！

外国人介護人材を受け入れる施設・事業所等が実施する
次の取組に要した経費の一部を県が助成します。

補助対象となる取組

- **外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組**
- **外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組**
- **外国人介護職員の生活支援に必要な取組**

ふくしま応援！
『ベコ太郎』

補助対象事業者	福島県内に所在する、介護保険法上の介護事業を行い、外国人介護人材を受け入れる（予定を含む）施設・事業所 ※在留資格の種類にかかわらず対象となります
補助金額	補助率２／３　補助上限額20万円（１施設あたり）
補助対象期間	令和７年４月１日から令和８年２月末まで
対象経費	補助事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金（受講料に限る）
申請方法	一般社団法人福島県老人福祉施設協議会のホームページ（https://f-roushikyo.or.jp/）をご確認ください。
その他	予算上限に達した場合、申請期間内であっても申請書の受付を終了することがあります。

※福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金等との併給はできません。

補助金の制度等についてのお問い合わせ

福島県社会福祉課（福祉・介護人材担当）
福島市杉妻町2-16
TEL 024-521-7322　FAX 024-521-7917
メール shakaifukushi@pref.fukushima.lg.jp
ホームページ
http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025a/gaikokujinukeiresisetsuhojyokin.html

申請手続きについてのお問い合わせ

一般社団法人福島県老人福祉施設協議会
福島市渡利字七社宮111
TEL 024-572-3654　FAX 024-572-3664
メール fukurou@adagio.ocn.ne.jp
ホームページ
https://f-roushikyo.or.jp/publics/index/90/

取組の例

ア　外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組
・介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の購入、作成
・多言語翻訳機の購入又はリースに必要な経費
・外国人介護職員の日本語学習の支援（日本語講師による教育等）
・外国人介護職員受入れ施設等の職員が異文化理解を図るための教育・研修を受講又は実施するための取組

イ　外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組
・介護福祉士資格取得を目指すために必要な教材の購入
・外国人介護職員を対象にした外部講習等への参加、日本語講師による教育

ウ　外国人介護職員の生活支援に必要な取組
・孤立防止やホームシック等メンタルヘルスケア
・地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催等

Q&A

Ｑ１　補助上限額が20 万円とあるが、１法人あたり、１施設あたりのどちらか。
Ａ１　１施設あたりとなります。
なお、法人単位での申請になりますので、複数の施設で補助対象となる事業がある場合は、法人で取りまとめて申請することになります。

Ｑ２　外国人介護職員の入国が遅れたことにより、今年度中に雇用できなかった場合でも、今年度中に実施した取組は補助対象となるか。
Ａ２　外国人介護職員を円滑に受け入れるための準備にかかる取組を実施した場合は、補助対象となります。

Ｑ３　外国人介護職員を含む職員間の親睦を深めるため、飲食を伴う交流会を行った場合は対象となるか。
Ａ３　交流会の開催に要する経費の大部分を飲食費が占める場合は対象外ですので、新年会、暑気払い等のいわゆる飲み会は対象となりません。地域との交流会等についても同様です。食費として補助対象経費と認められているものは、講師及び参加者に対する茶菓子代（土産を除く）のみとなります。

Ｑ４　自転車や家電（電子レンジ・洗濯機等）の購入、外国人介護職員が居住するアパートの賃借料、光熱水道費は補助対象となるか。
Ａ４　外国人介護職員の生活に必要な物品の購入や光熱水道費等の継続的に発生する経費は補助対象となりません。

Ｑ５　補助対象経費に給料が含まれているが、外国人介護職員の人件費も対象になるのか。
Ａ５　補助対象となりません。補助対象となる給料は、外国人介護職員の生活面のサポート（メンタルヘルスケア等）を行う職員に対し、通常支払われる給料とは別に支払った分の人件費等に限ります。

福島県外国人介護人材受入施設等環境整備事業実施要領

（目的）

第１　介護業務に従事する又はしようとする外国人介護人材が円滑に就労し、職場に定着するために必要な取組を行う県内の介護施設及び事業所を支援することを目的とする。

（実施主体）

第２　この事業の実施主体は、県内に所在する、外国人介護人材を受け入れる（予定を含む）施設及び事業所（以下「受入介護施設等」という。）とする。

（事業内容）

第３　受入介護施設等が実施する外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組、外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組、外国人介護職員の生活支援に必要な取組を助成する。

（事業計画等の策定）

第４　受入介護施設等において、第３条に規定する事業内容に係る事業計画等を策定する。

（プライバシーの保持）

第５　本事業に携わる者は、プライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならない。

（その他）

第６　この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

１　この要領は、令和４年４月１日から施行する。

２　この要領は、令和６年６月４日から施行し令和６年４月１日から適用する。

福島県外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　県は、多様な介護人材を確保するため、外国人介護人材を受け入れる（予定を含む）別表１に定める施設及び事業所（以下「受入介護施設等」という。）が行う、コミュニケーション支援、学習支援、生活支援に必要な取組に対して補助することにより、外国人介護職員の円滑な就労と定着を促すことを目的とし、福島県補助金等の交付に関する規則（昭和４５年福島県規則第１０７号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助の対象及び補助額）

第２条　この補助金の対象となる事業は、 県内の受入介護施設等が実施する、外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組、外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組、外国人介護職員の生活支援に必要な取組とする。

２ 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の４月１日から２月末までとする。指令前着手となった事業において、交付決定前に事業が完了した場合にあっては、交付決定日を事業完了日とする。

なお、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承した上で当該事業に着手するものとする。

３　補助金の交付額は、別表２に定める補助金対象経費の基準額の２/３の範囲内において知事が定める額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

４　消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する消費税及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税は補助金対象経費としない。

５　本事業による取組内容について、既に他制度で助成を受けている場合は補助対象としない。

（申請書の様式等）

第３条　補助金申請書は、福島県外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて提出するものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

(1)　所要額調書（第２号様式）

(2)　事業計画書（第３号様式）

(3)　雇用契約書（写し）、雇用予定の場合は雇用予定であることを証明する書類

(4)　債権者登録（変更）申請書

(5)　補助金受領に使用する口座の通帳の写し

(6)　その他知事が必要と認める書類

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等）

第４条　交付申請者は、規則第４条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

２　交付申請者は、規則第１３条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付の条件）

第５条　第１条の規定により準用する規則第６条第１項第１号の別に定める軽微な変更は、次のいずれかに定める場合とする。

(1)　補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業内容の変更であって、補助金の額に影響を及ぼさない補助対象事業費の２０％以内の減額の場合

(2)　別表２の各区分の相互間において、補助金の額に影響を及ぼさない２０％以内の経費の配分の変更の場合

（事業変更、中止又は廃止の承認の申請）

第６条　規則第６条第１項第１号又は第２号により知事の承認を受けようとする場合は、福島県外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第４号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第７条　規則第８条第１項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して１０日を経過した日とする。

（完了報告）

第８条　補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金完了報告書（第５号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第９条　規則第 13 条の規定による実績報告は、福島県外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金実績報告書（第６号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合にあっては、承認を受けた日）から起算して３０日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の２月末のいずれか早い日までに行わなければならない。

なお、原本を提出できないものについては、その写しを提出すること。

(1)　実績額精算書（第７号様式）

(2)　事業実績報告書（第８号様式）
(3)　受入介護施設等が事業を行ったことが確認できる領収書、記録、写真等
(4)　その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の請求）

第 10 条　補助金の交付決定の通知を受けた事業者は、補助事業を完了した場合は、前条の実績報告書に併せて、福島県外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金交付請求書（第９号様式）を知事に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 11 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

２ 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（財産の処分の制限）

第 12 条　規則第１８条第１項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

２　規則第１８条第１項第２号及び第３号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は３０万円以上）の機械、器具、その他の備品とする。

３　補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

４　補助事業者は、規則第１８条第１項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（第 10 号様式）を知事に提出しなければならない。承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（会計帳簿等の整備等）

第 13 条　補助金の交付を受けた事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

（書類の経由）

第 14 条　補助事業者等が、規則及びこの要綱に定めるところにより知事に提出する書類は、一般社団法人福島県老人福祉施設協議会会長を経由して提出しなければならない。

（その他）

第 15 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和６年６月４日から施行し令和６年４月１日から適用する。

別表１

福島県内に所在する、介護保険法に規定する介護保険施設（介護予防）、居宅サービス事業所（介護予防）、地域密着型サービス事業所、老人福祉法（昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号）に規定する老人福祉施設で介護職員が義務付けられている施設・事業所

別表２

補助対象事業者	対象経費	基準額	補助率	備考
別表１に記載の施設・事業所を有する法人	報酬、給料、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費（手数料は除く）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金（受講料に限る）、その他知事が必要と認める経費	300,000 円	２／３	基準額と対象経費の支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて算出する。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 （補助上限額）20 万円

外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業費補助金Ｑ＆Ａ

＜事業全般＞

Ｑ１　補助基準額が 30 万円とあるが、１法人あたり、１施設あたりのどちらか。

Ａ１　１施設あたりの補助基準額となります。

なお、法人単位での申請になりますので、複数の施設で補助対象となる事業がある場合は、法人で取りまとめて申請することになります。

Ｑ２　法人本部が一括して外国人介護職員への取組をしているが、施設ごとの経費をどのように計上したらよいか。

Ａ２　施設毎に実際に要した経費を計上していただくことが基本となります。なお、法人内で合同研修を実施した場合等の研修講師謝金等の費用については、外国人介護職員の受入人数に応じて経費を按分する等の対応をお願いします。

Ｑ３　技能実習生向けの取組は補助対象となるか。

Ａ３　取組の対象となる外国人介護職員について、在留資格は問いません。

Ｑ４　今後、雇用予定の外国人介護職員に対する取組も対象となるか。

Ａ４　補助対象となります。ただし、雇用予定であることを証明する書類を提出いただく必要があります。

Ｑ５　外国人介護職員の入国が遅れたことにより、今年度中に雇用できなかった場合でも、今年度中に実施した取組は補助対象となるか。

Ａ５　外国人介護職員を円滑に受け入れるための準備にかかる取組を実施した場合は、補助対象となります。

Ｑ６　補助申請前に完了、または実施中の事業は補助対象となるか

Ａ６　申請時点で完了または実施中の事業であっても、本事業の要綱等に合致するものであれば補助対象となります。ただし、事業の着手（見積書の取得や経費の支払い等）から完了（経費の支払い等を含む）までが事業年度の４月１日から２月末までものに限ります。

＜外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組関係＞

Ｑ７　外国人介護職員の日本語学習について、オンラインによる学習も補助対象になるか。

Ａ７　補助対象となります。

Ｑ８　オンラインによる日本語学習を実施するにあたり、タブレット端末等を購入した費用は補助対象になるか。

Ａ８　補助対象となります。ただし、本事業以外の用途にも使用する場合は、当該事業の経費のみを明確に区分することができないことから、補助対象外となります。

Ｑ９　事業者が支払った日本語能力試験（JLPT やNAT-TEST）の受験料や会場までの旅費は補助対象となるか。

Ａ９　補助対象となります。

Q10　日本語能力試験等に付き添いとして同行する日本人職員の旅費は補助対象となるか。

A10　補助対象となりません。

Q11　外国人介護職員を含む職員間の親睦を深めるため、飲食を伴う交流会を行った場合は対象となるか。

A11　交流会の開催に要する経費の大部分を食糧費が占める場合は対象外ですので、新年会、暑気払い等のいわゆる飲み会は対象となりません。地域との交流会等についても同様です。食糧費として補助対象経費と認められているものは、講師及び参加者に対する茶菓子代（土産を除く）のみとなります。

Q12　研修・講演を依頼した講師に対して昼食を手配した場合、補助対象となるか。

A12　講師への昼食は補助対象となりません。食糧費として補助対象経費と認められているものは、講師への茶菓子代及び参加者に対する茶菓子代（土産を除く）のみとなります。

＜外国人介護職員の介護福祉士の資格取得支援関係＞

Q13　事業者が支払った介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修の受講料や教材費は補助対象となるか。

A13　介護福祉士の資格取得を前提としたものであれば、補助対象となります。ただし、福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金（介護人材確保対策事業）等との併給はできないことに留意してください。

Q14　事業者が支払った技能実習評価試験の受験料や会場までの旅費は補助対象となるか。

A14　補助対象となりません。技能実習評価試験の受験は制度上規定されているものであり、その受験料は外国人介護職員が介護福祉士資格の取得を目指すか否かに関わらず、発生する経費のためのです。

＜外国人介護職員の生活支援関係＞

Q15　自転車や家電（電子レンジ・洗濯機等）の購入、外国人介護職員が居住するアパートの賃借料、光熱水道費は補助対象となるか。

A15　外国人介護職員の生活に必要な物品の購入や光熱水道費等の継続的に発生する経費は補助対象となりません。

Q16　補助対象経費に賃金等が含まれているが、外国人介護職員の人件費も対象になるのか。

A16　補助対象となりません。施設の介護職員の人件費で補助対象となるのは、通常支払われる給料とは別に、外国人介護職員の生活面のサポート（メンタルヘルスケア等）を行い、それに係る人件費等を職員に支払った場合に限ります。